

【重点的な取組】包括的な支援体制の整備にかかる推進状況確認シート（令和6年10月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している「重点的な取組」の推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり	 重点的な取組 <b>★地域福祉活動への参加促進（P53～54）</b> <small>◎地域における見守りネットワークの強化（P61～64）</small>
基本目標	1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり	
施策の方向性	1 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実	
	2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進	

◎…重点的な取組の中から「中核的な取組」とするもの（後掲）

#### ア 地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信（第4章 P53）

- ・地域活動、ボランティアなどの情報を広報紙やSNSなど多様な媒体を活用して発信し、より広い世代が気軽に地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりを行います。

担当		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
福祉局地域福祉課 (社会福祉協議会担当)	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区社会福祉協議会では、定期的に発行する広報紙でさまざまな地域福祉活動を紹介している。ふれあい喫茶や子育てサロン等については、開催日時・場所等を随時ホームページやフェイスブック、LINE等で配信する等、きめ細やかな情報提供に努めている。</li> <li>・YouTubeでの動画配信やLINEのオープンチャット機能を使った連携や繋がりづくりの構築等を行っている。より広い世代が情報を受け止めることができるような新たな発信ツールに意欲的に取り組む等、多様な媒体を活用した事業を積極的に展開している。</li> <li>・さらに職員のSNS強化に努めている。</li> </ul>		
	成果 (量的・質的)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なICTツールを活用し情報発信を行うことで、地域福祉活動への参加のきっかけづくりが行われており、活動者の交流会等も継続して開催されている。また、幅広い世代に取組を周知することができ、問い合わせやSNSの登録者数も増加し活動参加にも繋がっている。</li> </ul>		
	課題 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層の参画が課題であり、今後もあらゆる機会を通じて啓発活動を継続していく。</li> </ul>		

#### イ 福祉に関する広報啓発（第4章 P54）

- ・福祉読本「ふだんの ぐらしを しあわせに」を引き続き配付することや、障がい当事者や福祉施設等との交流などの機会を設けることなどにより、小学生をはじめとして、さまざまな世代の方が福祉を感じることができるよう理解促進に取り組みます。

担当		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
福祉局地域福祉課 (福祉人材担当)	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生向け福祉教材「福祉読本」及び教員向け指導用副教材を市立小学校に配付し、効果検証のためのアンケートを実施。</li> <li>・将来の福祉の担い手の確保に向けて、中学校における福祉活動の充実を図るために、福祉教育プログラムを実施。</li> </ul>		
	成果 (量的・質的)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉教材「福祉読本」を小学3年生に約20,900冊、指導用副教材を教員に約1,200冊配付予定。</li> <li>・福祉教材を活用した小学校教員が「児童の福祉への理解が深まった」と回答した割合 年度末で集計予定</li> <li>・各中学校の希望に応じた福祉教育プログラム（障がいの理解に向けた授業や車いすバスケット体験の授業等）をのべ4回実施。</li> </ul>		
	課題 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生など次世代の地域福祉活動の担い手の理解が深まるよう、効果検証を行いながら、引き続き、福祉教材の配付や生徒が福祉に触れる取組みを実施していく。</li> </ul>		

【重点的な取組】包括的な支援体制の整備にかかる推進状況確認シート（令和6年10月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している「重点的な取組」の推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり	 重点的な取組 <b>★虐待防止に向けた地域連携の推進（P83～84）</b> <b>★成年後見制度の利用促進（P88～90）</b>
基本目標	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり	
施策の方向性	1 相談支援体制の充実 2 権利擁護支援体制の強化 3 福祉人材の育成・確保	

#### ア 虐待についての知識・理解の普及啓発（第4章 P83）

- 虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスター・チラシの作成・配布等を行います。
- 11月を児童虐待防止推進月間とし、重層的な広報活動（オレンジリボンキャンペーン）や、障がい者虐待・高齢者虐待の防止に向けて、地域の課題に即した講演会や研修会の実施などに取り組みます。

#### イ ネットワークの構築（第4章P83）

- 支援対象児童となる前の段階において、「こどもサポートネット」や地域でのさまざまな支援活動等により児童虐待の未然防止につなげます。
- さまざまな関係機関で構成する障がい者と高齢者の虐待防止連絡会議を市と各区に設置し、虐待防止の適切な実施等に向けて機能するよう連携ネットワークの構築に取り組みます。

担当		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
福祉局地域福祉課 (相談支援G)	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待の早期発見のために、どのようなことが虐待にあたるのか、虐待の兆候や通報窓口を明記したリーフレットを作成して関係機関にも広く周知した。</li> <li>大阪市及び各区において、障がい者・高齢者虐待防止連絡会議を開催し、関係機関が虐待の実態を把握したうえで、課題及び各機関の役割及び連携方法を確認・検討し、今後の対応に活かせるようにネットワークの強化を図っている。</li> </ul>		
	成果 (量的・質的)	<ul style="list-style-type: none"> <li>養護者による障がい者虐待通報・判断件数 R4 通報件数 699件、虐待と判断した件数 52件 R5 通報件数 704件、虐待と判断した件数 58件（※R5は速報値）</li> <li>養護者による高齢者虐待通報・判断件数 R4 通報件数 1,171件 虐待と判断した件数 341件 R5 通報件数 1,178件 虐待と判断した件数 358件（※R5は速報値）</li> <li>大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議実施（R7.1月開催予定） 各区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議24区で実施</li> </ul>		
	課題 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者虐待と障がい者虐待に係る啓発物を作成し、広く効果的に虐待防止・早期発見に向けて啓発を実施した。</li> <li>虐待にいち早く気付く立場にある近隣住民等からの通告・通報件数は、専門職からの通告・通報に比べると少なく、地域の特性や課題に応じた効果的な研修会や講演会を引き続き実施し普及啓発に努める。</li> </ul>		
こども青少年局企画課 (こどもの貧困対策G)	具体的な取組	支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があります。支援の必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐしくみにより、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援します。		
	成果 (量的・質的)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・区役所（保健福祉センター）・地域の連携を強化し、社会全体でこどもの貧困対策に取り組む新たな仕組みとして、令和2年度から「大阪市こどもサポートネット」を全区において実施。 ○こどもサポート推進員70人配置（2中学校区に1人） ○実務者レベルの課題整理と対応の検討 ・担当者意見交換会を年2回実施予定とし、各区の課題分析に努めている。今年度については、現在1回実施している。 ○各区のこどもサポート推進員に対し、事業実施に必要なスキルや知識習得、専門性の資質の向上をはかることを目的とした研修 ・年4回実施することとし、これまでに2回実施している。</li> <li>【成果】（令和6年10月末時点） ○408校のうち390校がスクーリーニング会議Ⅱを実施、アセスメントの結果支援の必要性が明らかになった件数が3,160人、そのうち何らかの支援につながった数が2,263人。</li> </ul>		
	課題 今後の方向性	学校と区役所等の協働により、何らかの行政サービスや地域資源の利用などにつながる件数は多い一方、世帯の課題が多岐にわたっていることにより、なかなか状況に変化が見られないということがあります。また、課題の認識や制度利用の必要性がなかなか理解されず、最終的に利用することを拒否する世帯が一定数存在するほか、不登校支援などにおいては、こどもたちの気持ちの変化が起こるまでに時間を要するため、支援等の利用が進まない状況がみられます。そのため、何らかの支援につなげた後も潜在的な課題があることをあらかじめ想定し、更に利用可能な支援先をもれなく提供し利用につなげるとともに、これまで以上によりきめ細やかな充実した寄添い型の支援を行えるよう検討し、一人でも多くの児童・生徒や子育て世帯が必要な支援先の利用につながるよう取り組んでまいります。		

【重点的な取組】包括的な支援体制の整備にかかる推進状況確認シート（令和6年10月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している「重点的な取組」の推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念 基本目標 施策の方向性	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり	➡ 重点的な取組  ★虐待防止に向けた地域連携の推進（P83～84）  ★成年後見制度の利用促進（P88～90）
	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり	
	1 相談支援体制の充実	
	2 権利擁護支援体制の強化	
こども青少年局管理課 (児童支援対策G)	3 福祉人材の育成・確保	★成年後見制度の利用促進（P88～90）
	具体的な取組	関係機関や専門職団体と要保護児童対策地域協議会の会議等を活用して連携し、虐待の未然防止・早期発見を推進している。 ・児童虐待においては、11月「秋のこどもまんなか月間」を中心に、様々な関係機関と協働し、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を行った。
	成果 (量的・質的)	・年度末で集計予定（各区要保護児童対策地域協議会において、代表者会議：年1回以上、実務者会議：月1回以上、個別ケース検討会議：随時を開催予定） ・児童虐待対応件数 R4 6,319件（こども相談センター） 1,654件（24区保健福祉センター） R5 6,293件（こども相談センター） 1,920件（24区保健福祉センター） R6 未集計
課題 今後の方向性	具体的な取組	今後も引き続き、関係機関や専門職団体と要保護児童対策地域協議会の会議等を活用して連携し、虐待の未然防止・早期発見を推進していく必要がある。 ・児童虐待においては、引き続き、11月の「秋のこどもまんなか月間」を中心に、更なる様々な関係機関と協働し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行うべく啓発活動を進めていく。

#### ウ 施設従事者等の意識の向上（第4章P84）

- 虐待を未然に防止する予防的取組として、不適切なケア・不適切なサービス提供や施設運営等への指導を強化するなど、施設従事者の意識の向上を図ります。

担当		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
福祉局介護保険課	具体的な取組	・令和6年度の集団指導は大阪市が指定する介護保険事業所を対象にオンライン上で実施した。オンライン集団指導は、施設従事者等による虐待防止に関する内容も掲載した。 ・運営指導において、事業所の虐待防止に対する取り組みの確認を行った。		
	成果 (量的・質的)	・介護保険事業所等の運営指導件数は1,071事業（令和6年10月末時点）。虐待防止に関する内容を含むオンライン集団指導について、受講事業所数は年度末までに集計予定。		
	課題 今後の方向性	・オンライン集団指導の欠席事業者に対しては、個別指導を通じて事業所内での研修等を指導する。 ・今後も引き続き集団指導及び運営指導を通じて、虐待の通報義務の周知徹底や施設等従事者の意識の向上を図る。 ・特に、運営指導においては、引き続き事業所の虐待防止の取り組みについて確認をおこない、不適切ケア、不適切な施設運営等への指導を実施、虐待通報や事故報告書等で虐待疑いのある案件については、直ちに確認をおこない、指導を実施する。		
福祉局運営指導課	具体的な取組	・大阪市が指定する全ての障がい福祉サービス事業者等に対して、Web方式にて集団指導を実施している（現在実施中）。その際に、障がい者虐待防止法等に関する内容を盛り込み、通報義務や管理者の責務について掲載している。 ・運営指導において、事業所の虐待防止に対する取り組みの確認を行っている。		
	成果 (量的・質的)	・障がい福祉サービス事業所等の運営指導件数は1,409事業（令和6年10月末時点）。集団指導は、現在実施中で4,769事業所が受講済み（令和6年11月末時点）。 ・虐待通報は、52件（介護保険事業所等）及び73件（障がい福祉サービス事業所等）である。		
	課題 今後の方向性	・オンライン集団指導の欠席事業者に対しては、運営指導を通じて事業所内での研修等を指導する。  ・今後も引き続き集団指導及び運営指導を通じて、通報義務の周知徹底や施設等従事者の意識の向上を図る。  ・特に、運営指導においては、引き続き事業所の虐待防止の取り組みについて確認をおこない、不適切ケア、不適切な施設運営等への指導を実施、虐待通報や事故報告書等で虐待疑いのある案件については、直ちに確認をおこない、指導を実施する。		

【重点的な取組】包括的な支援体制の整備にかかる推進状況確認シート（令和6年10月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している「重点的な取組」の推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり	 重点的な取組 <b>★虐待防止に向けた地域連携の推進（P83～84）</b> <b>★成年後見制度の利用促進（P88～90）</b>
基本目標	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり	
施策の方向性	1 相談支援体制の充実 2 権利擁護支援体制の強化 3 福祉人材の育成・確保	

### 工 虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保（第4章P84）

- ・虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、職員の経験年数に応じた階層別の研修等を計画的に実施します。

担当		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
福祉局地域福祉課 (相談支援G)	具体的な取組	• 障がい者・高齢者虐待対応において、適切かつ迅速に対応をするため、スキル別研修を計画し①「初任者研修」（障がい・高齢共通）②「管理職研修」（障がい・高齢共通）③「総合相談窓口担当者・地域包括支援センター初級者研修」（高齢）④「中堅期研修」（高齢）⑤「中堅期研修」（障がい）⑥「事例検討会議」（高齢）⑦「事例検証会議」（障がい）を実施する。①～④は実施済み。		
	成果 (量的・質的)	(参加者：障がい者・高齢者虐待対応担当) ①41名 ②20名 ③59名 ④133名		
	課題 今後の方向性	• 障がい者虐待・高齢者虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、今後も引き続き効果的な研修、事例検討を行い、虐待対応担当職員のスキルアップに努める。		

【重点的な取組】包括的な支援体制の整備にかかる推進状況確認シート（令和6年10月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している「重点的な取組」の推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり	 <b>重点的な取組</b>
基本目標	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり	
施策の方向性	1 相談支援体制の充実 2 権利擁護支援体制の強化 3 福祉人材の育成・確保	

★虐待防止に向けた地域連携の推進（P83～84）  
★成年後見制度の利用促進（P88～90）

#### ア 権利擁護支援チームに対する支援の強化（第4章 P88）

- 各相談支援機関が形成する「権利擁護支援チーム」に対し、専門職の派遣や研修等の実施により継続的に支援します。

#### イ 市民後見人等の担い手確保の取組の強化（第4章P89）

- 市民後見人の活動を広く周知し、一人でも多くの市民の方等にご協力を得ることができますよう取り組みます。

#### ウ 権利擁護支援についての理解促進（第4章P90）

- 成年後見制度の内容とメリットについて、分かりやすい効果的な広報啓発に取り組むとともに、相談支援機関等の職員に対する研修等を実施し、適切な支援が可能となるよう、意思決定支援の普及啓発を行うなど権利擁護支援の取組を進めます。

担当		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
福祉局地域福祉課 (相談支援G)	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市成年後見支援センターを中心機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを整備している。</li> <li>「協議会」に3つの部会（制度利用促進・市民後見人・点検評価）を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会（弁護士会・社会福祉士会・司法書士会）を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取り組みを進めている。</li> <li>相談支援機関が地域で「チーム」を形成して適切に支援できるよう、研修を行うとともに、成年後見支援センターと福祉局が随時後方支援を行っている。</li> <li>市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動の普及啓発を行うとともに、受講者のニーズに配慮したオリエンテーションの実施や養成方法を検討している。</li> <li>判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思により申立てできるよう、当事者の家族会等と連携協力し、広く制度を普及啓発するための物品作成等に取り組んでいる。</li> <li>地域や施設等に出向いて制度説明会を実施し、普及啓発に努めている。</li> </ul>		
	成果 (量的・質的)	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の機能を果たすため3つの部会を開催（開催予定回数（年）：制度利用促進部会6回、市民後見人部会12回、点検評価部会2回）</li> <li>令和6年9月、令和7年3月に全相談支援機関に対して制度利用促進の研修を実施（集合形式）</li> <li>集合型のオリエンテーションを開催（令和6年5月：計7回） 参加人数：計203人</li> <li>養成講座について市内北部と南部に分けて開催（施設実習は令和6年12月～令和7年1月にかけて実施予定）</li> <li>本人向け制度説明用リーフレット等の作成・配付</li> <li>ホームページを通じた情報提供の実施 申立書類ダウンロードページの掲載等</li> <li>啓発シンポジウム、講演会の開催 大阪府・大阪市・堺市社協合同啓発シンポジウム（次回令和7年4月実施予定） 啓発講演会（令和6年11月実施予定）</li> <li>研修等への講師派遣、視察対応等</li> </ul>		
	課題 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的な取り組みを進めていく。</li> <li>相談支援機関職員が、制度利用を必要とする方に早期に気づき、本人の意思決定に基づく適切な支援ができるよう、引き続き研修を実施していく。</li> <li>市民後見人の活動や必要性を多くの人に理解してもらえるよう、引き続き効果的に普及啓発する必要がある。</li> <li>市民後見人養成講座に参加しやすいよう開催場所・時間帯・内容等の更なる工夫の検討が必要である。</li> <li>本人や支援者が、成年後見制度の内容やメリットを理解して必要な支援を受けることができるよう、引き続き効果的な広報手法等を検討し、広く制度の普及啓発に努める必要がある。</li> </ul>		

【重点的な取組】包括的な支援体制の整備にかかる推進状況確認シート（令和6年10月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している「重点的な取組」の推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり
基本目標	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり
施策の方向性	1 相談支援体制の充実 2 権利擁護支援体制の強化 3 福祉人材の育成・確保
	➡ 重点的な取組
	★福祉人材の確保・育成・定着（P93～95）
	★福祉職員の育成・専門性の向上

#### ア 多様な人材の確保に向けた取組（第4章 P93～94）

- ・福祉、介護の仕事を伝える「きらめき大賞」等の取組について、市民への周知方法等について検討を進め、より効果的なものとなるよう取組を進めます。
- ・福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備し、多様な働き方に対応した職場環境の整備や多様な人材の確保にもつなげます。

#### イ 福祉専門職の育成・定着を図る取組（第4章P95）

- ・「大阪市福祉人材養成連絡協議会」における情報交換をさらに充実させるとともに、福祉専門職の確保・育成等に関する調査研究機関として、現場のニーズや実態を踏まえた企画や提案を積極的に行っていきます。

担当		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
福祉局地域福祉課 (福祉人材担当)	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門学校と連携して、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力が伝わるエピソードの漫画作品化を行い、広く市民に周知。</li> <li>・これまで福祉専門職が担っていた業務のうち、介護の周辺業務を担当するアシスタントワーカー導入に係る個別支援を重視した研修を3事業所に対して実施。</li> <li>・大阪市福祉人材養成連絡協議会において、効果的な研修企画や人材確保に向けた取組みについて情報交換を実施。</li> </ul>		
	成果 (量的・質的)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漫画作品化した受賞作品をデジタルブック等により市民へ周知を実施するほか、本漫画を用いて福祉・介護の仕事を紹介する冊子を主に市立中学校1年生に約19,000冊配付。</li> <li>・3事業所に対して、アシスタントワーカー導入に向けた研修を個別支援を交え、月1回程度実施。また、ハローワークと共に「介護のしごと就職フェア」を11月13日にミーティングスペースAP大阪茶屋町、11月20日にあべのハルカスで開催し、アシスタントワーカーに関する相談ブースを設け、相談者に対して事業内容や導入施設での働き方等について説明を行う予定。また、ミーティングスペースAP大阪茶屋町開催分では2事業所、あべのハルカス開催分では1事業所の面談ブースを設置し、面接希望者への就職面接を実施予定。</li> <li>・大阪市福祉人材養成連絡協議会の総会を8月、作業部会を9月を開催。</li> </ul>		
	課題 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざま世代の方が、地域福祉活動に関心を持ち参画できるよう、効果的な広報、啓発を進めていく。</li> <li>・アシスタントワーカーという職種の普及や雇用につながるよう、本事業参加事業所との情報交換を行いながら取組みを進める。</li> <li>・福祉専門職の確保・育成等に関する調査研究機関として、現場のニーズや実態を踏まえた企画や提案を行っていく。</li> </ul>		

【重点的な取組】包括的な支援体制の整備にかかる推進状況確認シート（令和6年10月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している「重点的な取組」の推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり	 重点的な取組
基本目標	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり	
施策の方向性	1 相談支援体制の充実 2 権利擁護支援体制の強化 3 福祉人材の育成・確保	

#### ★福祉職員の育成・専門性の向上（P97）

- ・福祉職員（行政職員）が専門職としての基礎となる能力等を計画的に習得することができるよう、経験年数に応じた専門研修等を実施します。
- ・福祉職員のキャリアラダーを活用して必要な能力開発に取り組み、また計画的な人事異動や配置換えによる人材育成を推進します。

担当		2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
福祉局地域福祉課 (福祉業務支援担当)  総務局人事部人事課 (人事G)	具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉職員が専門職としての基礎となる能力等を計画的に習得することができるよう、経験年数に応じた専門研修等を実施</li> <li>・福祉職員が計画的に自己の専門性の習得状況を確認するツールである福祉職員のキャリアラダーを活用し、行政の福祉職員として必要な能力開発</li> <li>・福祉職員をはじめ、福祉行政に携わる職員が必要な経験や専門性を蓄積できるよう、計画的な人事異動や配置換えによる人材育成（ジョブローテーション）を推進</li> </ul>		
	成果 (量的・質的)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研修               <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区保健福祉センター新任職員研修を実施（R6年4月～6月）</li> <li>・採用2年目の福祉職員に対するキャリア研修を実施（R6年10月）</li> <li>・3級2年目の福祉職員に対するキャリア研修を実施予定（R6年11月）</li> <li>・福祉職員に対する専門研修を実施予定（R7年1・3月）</li> </ul> </li> <li>●能力開発               <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアラダーを活用した福祉職員自身による専門性の自己点検及び上司による面談の実施（R6年5月：面談、R6年10月～11月：自己点検・面談）</li> <li>●ジョブローテーション               <ul style="list-style-type: none"> <li>・若手職員の福祉部門への配置を推進</li> <li>・福祉職員の計画的な人事異動等によるキャリア形成に向けて、関係局（福祉局・こども青少年局）によるヒアリングを実施予定（R6年12月）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		
	課題 今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑化・多様化・深刻化する本市の福祉課題に的確に対応するため、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づく取組など、福祉行政に携わる職員の人材育成を推進していく</li> </ul>		